

## 個人住民税の現年課税化について

2019年3月6日  
日本電気株式会社 岩田

## 個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

「平成29年度個人住民税検討会報告書(平成30年3月 総務省自治税務局市町村税課)」において、特別徴収義務者の事務負担が懸念される事項としては、以下が想定されていました。

- ① 特別徴収義務者が全従業員の1月1日現在の住所地を確認し課税団体を確定、源泉徴収を実施し、同住所地市町村へ納付する。
- ② 特別徴収義務者が年途中で雇用された者についても①と同様とする。
- ③ 特別徴収義務者が全従業員について、毎月の給与額に応じた税額を計算し、1月1日現在の各従業員の住所地市区町村に納付する。
- ④ 年末に、各従業員の人的控除申告等を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う年末調整事務を行う。
- ⑤ 現年課税化する場合でも、(所得情報を各種社会保障制度等で活用するため、市区町村において各種課税資料を名寄せし所得を計算することが引き続き必要であるため)給与支払報告書の提出は必要となる。
- ⑥ 年末調整後に納付先団体の誤りが判明し、当該団体の税率が異なる場合は、地方団体間のやりとりだけで完結できず、特別徴収義務者との間で、追徴・還付のやりとりを行う。
- ⑦ 個人住民税においても、報酬や原稿料等の支払い時に、税額を源泉徴収し、報酬等を受ける者の1月1日現在の住所地市区町村に対し、個人住民税の支払調書を提出する。
- ⑧ 切替年度は、2年分課税するのは納税者の理解が得られ難いことから、経済活動への影響を少なくする観点を踏まえ、 $N-1$ 年と $N$ 年の所得を比較し、所得が大きい方に課税する。

# 個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

## 方向性①②

特別徴収義務者が全従業員の1月1日現在の住所地を確認し課税団体を確定、源泉徴収を実施し、同住所地市町村へ納付する。  
特別徴収義務者が年途中で雇用された者についても同様とする。

## 意見・論点①②

上述の個人住民税の賦課地は、例えば2019年1月1日～2019年12月31日に発生する所得に対しては、2019年1月1日時点の住登地になるとの想定で、  
現在でも、1月1日時点の住所地と個人住民税の賦課地が異なる「住登外課税」のケースが存在するが、同ケースが現年課税化後でも発生するとした場合には、必ずしも「賦課地の把握＝住所地の把握」ではないと見込まれるため、当該ケースを想定して検討すべきではないか。

# 個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

## 方向性③

特別徴収義務者が全従業員について、毎月の給与額に応じた税額を計算し、1月1日現在の各従業員の住所地市区町村に納付する。

## 意見・論点③

毎月の給与支払額に応じた個人住民税額の計算は、年末調整時に金額差が大きく生じないような計算式とすべき。

また、特別徴収義務者が、個人住民税を毎月、市町村へ納付するにあたり、当該納付額の算定基礎情報の提出が必要となること等への事務負担も考慮すべき。

さらに、現在の個人住民税の特別徴収は単純な翌年課税ではなく、企業が支払ったわけではない所得(不動産などの確定申告分の所得)も合算して特別徴収を依頼されているが、この給与所得以外の部分は所得税と同様に確定申告(普通徴収)で精算することとすべき(但し、各市町村ごとに税率や減免、非課税限度額が違うため、確定申告も考え方が難しいことが懸念される)。

加えて、現状は個人住民税を徴収していない賞与(ボーナス)からも、徴収することが必要になり、事務負担の増加も考慮すべき。

# 個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

## 方向性④

年末に、各従業員の人的控除申告等を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う年末調整事務を行う。

## 意見・論点④

年末調整時には各市町村が行う税額計算と同じ計算を実施しなければならないが、各市町村個別の軽減や減免についてはどのように扱うかの整理が必要。

減免は、各市町村で納税義務者から申請をうけてから実施されるものなので、その情報をどうやって市町村と特徴事業所で共有するのかの整理も必要。

なお、個人住民税の現年課税化では、大多数の人が年末調整による税額異動が発生するので、事業所の事務負担は現行とは比較にならないくらい増大することも考慮すべき。

# 個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

## 方向性⑤

現年課税化する場合でも、(所得情報を各種社会保障制度等で活用するため、市区町村において各種課税資料を名寄せし所得を計算することが引き続き必要であるため)給与支払報告書の提出は必要となる。

## 意見・論点⑤

所得情報を用いる各種社会保障制度に関しては、(何ら法改正等をせず)引き続き前年の所得に応じた負担を行うことを前提としているために当該の整理となっているものと思われるが、昨今の柔軟な働き方を背景とするならば、社会保障制度の負担についても、あわせて現年の所得を基本とするような法改正を働きかけるべきではないか。

ただし、その際にも、現行は雇用延長しても65歳以上の介護保険料は個別徴収となっている例にならって、事業所の負担にならないように配慮すべき。

# 個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

## 方向性⑥

年末調整後に納付先団体の誤りが判明し、当該団体の税率が異なる場合は、地方団体間のやりとりだけで完結できず、特別徴収義務者との間で、追徴・還付のやりとりを行う。

## 意見・論点⑥

年末調整後、事業所はすでに新しい年の所得に関する個人住民税の徴収を開始しているため、  
年末調整を実施した後は、所得税の確定申告による精算のように、事業所は通さないうで、市町村間と本人とで精算することを基本として整理すべきではないか。

# 個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

## 方向性⑦

個人住民税においても、報酬や原稿料等の支払い時に、税額を源泉徴収し、報酬等を受ける者の1月1日現在の住所地市区町村に対し、個人住民税の支払調書を提出する。

## 意見・論点⑦

確定申告による精算とし、事業所は通さないで、市町村間と本人とで精算することを基本として整理すべきではないか。



# 個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

## 方向性⑧

切替年度は、2年分課税するのは納税者の理解が得られ難いことから、経済活動への影響を少なくする観点を踏まえ、 $N-1$ 年と $N$ 年の所得を比較し、所得が大きい方に課税する。

## 意見・論点⑧

③のような $N$ 年の個人住民税の現年課税に関する計算と、 $N-1$ 年分の従来の計算とは、個人住民税の計算方法が全く異なるため、仮に $N-1$ 年分のほうが所得が高かったとして、当該計算を事業所が実施することは困難と考えられるので、確定申告で調整すべきではないか。

# 個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

## その他意見・論点

現年課税化を実施した場合には、税額が確定申告を終えるまで確定しないが、課税証明書等の証明書は、どのような扱いになるかの検討も必要ではないか。

また、事業所とは関係ないが、公的年金からの特別徴収に関しても、事業所と同様の懸念事項が発生するものと想定される。

事業所(企業)の立場からすると、個人住民税の現年課税化には異論はないが、現年課税化とあわせて年末調整に関する事務の負担を軽減し、なるべく精算は確定申告に寄せる方向で検討すべきではないか。

納税実務等を巡る近年の環境変化への対応については、フランスにおけるDSNシステムのように、例えば、企業から各行政機関等に対し、添付書類、調書類等により情報をそれぞれ提出させることに代えて、認定クラウド等に保管されている情報を各行政機関等がデータ照会する仕組みを構築するような「事業者の事務負担軽減措置」が税制調査会においても検討されているようだが、個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担についても、標準税額計算システムを構築し配布したり、マイナポータル公金決済を積極的に活用するなど、経済社会のICT化により解決される課題も多いため、税制調査会の動きも視野にいれながら個人所得課税分野のICT活用による事務負担軽減をトータル的に検討すべきではないか。